

20 内閣官房 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2020010	国民保護法における水防団の活用範囲の拡大	国民保護法第62条、第70条	武力攻撃事態等における避難住民等の避難誘導については、市町村の職員のほか、避難住民等の誘導の協力者も避難住民等の誘導に参加することが可能。	D	—	国民保護法第70条は、避難住民等の誘導を行う際に、水防団員も含めた様々な国民の方に避難住民等の誘導への協力を求めることができる旨を定めている。当該規定を活用することにより、水防団員の方々も避難住民等の誘導業務に参加することが可能と考えている。	提案者の趣旨は、国民保護法第62条の実施者に位置づけることを求めるものであり、その観点から再度検討し、回答されたい。	国民保護法70条の規定により水防団も62条の避難誘導等に携わることが可能とされているが、本規定は62条の実施者への「協力」の規定であり、提案主旨は「実施者」として水防団を位置づける事である。当市では地域の防災組織として消防団と専任水防団を有しており、水防団は消防団と同様に地域活動等も実施している。よって、水防団員を実施者として活用せず、消防団員を新たに確保するという事は、地域の理解が得られず非常に困難である。また、避難誘導等を実施するには、普段から同法に関する啓発や訓練等を消防団と同様に水防団も実施すべきと考えており、水防団として訓練実施を可能とするためにも当市提案を認められたい。	D	—	水害に対応することを任務とする水防団が、武力攻撃災害も含めた災害一般に対応することを任務とした消防機関と同じ事務を処理することは、法的にも困難と想定される。仮に、国民保護法第62条に位置づける場合には、一定の能力・装備が必要であるという意味であるならば、どのような能力・装備を備える必要があるのか明示されたい。右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	「法的にも実務的にも困難と考えられる」とは、どういう意味か。仮に、国民保護法第62条に位置づける場合には、一定の能力・装備が必要であるという意味であるならば、どのような能力・装備を備える必要があるのか明示されたい。右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	C	—	1 0 5 0 0 3 0	国民保護法で市町村の責務とされている「避難住民の誘導等」について、水防団による実施を可能とする。	国民保護法第62条においては、武力攻撃事態等の際に市町村の責務とされている「避難住民の誘導等」について、それを実施する者として、当該市の職員及び消防関係者と規定されている。これについて市職員と消防関係者のみならず、水防団も実施可能とすることにより、避難住民の誘導等に関する体制強化を図る。	岐阜市	総務省 国土交通省 内閣官房		